

江府町条例第9号

江府町介護保険条例に関する条例の一部の改正をここに公布する。

令和6年3月22日

江府町長 白石祐治

江府町介護保険条例の一部を改正する条例

江府町介護保険条例（平成12年江府町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,200円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>55,900円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>56,400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>74,000円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>81,600円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>98,000円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>107,000円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>123,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>139,000円</u></p> <p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 <u>156,000円</u></p> <p>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 <u>172,000円</u></p> <p>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 <u>188,000円</u></p> <p>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 <u>196,000円</u></p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>40,000円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>43,200円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>77,800円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>103,700円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>112,400円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>129,600円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>146,900円</u></p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>43,200円</u>とする。</p>

<p>円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>56,000円</u>とする。</p>	<p>る。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>60,500円</u>とする。</p>
<p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 (略)</p>
<p>第13条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第13条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の江府町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。